

たっくす ぺいじ

特集 税

快適都市 一草加一

平成24年 2月

特集に関する問い合わせ先
草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)



平成23年度一般会計歳入予算610億9100万円のうち、市民の皆さまに納めていただく市民税や固定資産税などの市税は54.5%を占め333億722万円となっています。市税は、市の歳入のうち最も大きな財源となるもので、市民の皆さまの暮らしをとりまく環境の整備、教育や福祉の充実などにいかされています。

ご存じですか？

市税等の口座振替

Q 市税等の納税で困っていませんか？

納期の度に
窓口に行くのは手間ね。

うっかり納め忘れて
延滞金が…

お金落としたら
大変！



A 口座振替なら…

便利
いつもの口座に用意するだけ

确实
納期限の日に「自動」で振替します

安全
現金を持ち歩く必要がありません

お申込みは簡単！

①金融機関の窓口へ

「納税通知書」「預貯金通帳」「通帳届出印」を用意してください。

「口座振替依頼書」もお持ちならば併せて提出してください。

②口座振替依頼書を提出

備え付けの口座振替依頼書に所定事項を記入・捺印してください。

対象税目

- 市民税・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

市税の延滞金について

期限内に納付しないと延滞金が加算されます。

〈延滞金の割合〉

納期限の翌日から1か月まで：年 4.3%*1
上記以降：年 14.6%

例) 固定資産税・都市計画税*25万円を6か月納付しなかった場合*3の延滞金加算額 3200円

*1) 平成24年の場合 *2) 平成24年5月31日納期限の場合 *3) 平成24年11月30日に納付した場合

納税に関するお知らせ

コンビニ納付もできます

納税通知書等に同封されている納付書(バーコード付き)は、コンビニで利用することができます。

納付可能な税目

- 市民税・県民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

※コンビニでは納期限を過ぎると納付することができません。
※各期の納付額が30万円以上の場合は、コンビニでは取り扱いできません。

水曜夜間・日曜窓口の開設

納税課窓口は、水曜夜間と日曜日にも開設しています。
● 水曜日午後5時～9時まで(休日を除く)
● 日曜日午前9時～午後0時30分まで(年末年始を除く)

問合せ

- 口座振替に関すること
電話 048-922-11098 (管理係)
- 納税相談に関すること
電話 048-922-1124 (納税係)
- 048-922-1126 (調査係)
- 048-922-3417 (公債権係)

納税コールセンターについて

草加市では市税等を納期限までに納付されていない人に対して、電話による納付の呼びかけを行っています。

なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振り込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありませんので、注意してください。

平成24年度 草加市 市税等納期カレンダー 保存版

納期限	平成24年								平成25年	
	5月 5/31(木)	6月 7/2(月)	7月 7/31(火)	8月 8/31(金)	9月 10/1(月)	10月 10/31(水)	11月 11/30(金)	12月 平成25年1/4(金)	1月 1/31(木)	2月 2/28(木)
市民税・県民税(普通徴収)		1期		2期		3期			4期	
固定資産税・都市計画税	1期		2期				3期		4期	
軽自動車税	全期									
国民健康保険税		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
合計額										

平成24年度の納期スケジュールは左記の通りです。ぜひ保存の上、利用してください。
納税通知書を確認し、金額を記入することもできます。

市税等の納期スケジュール

1 個人の市民税・県民税について

問い合わせ 市民税課 ☎048-922-1042

扶養控除の改正

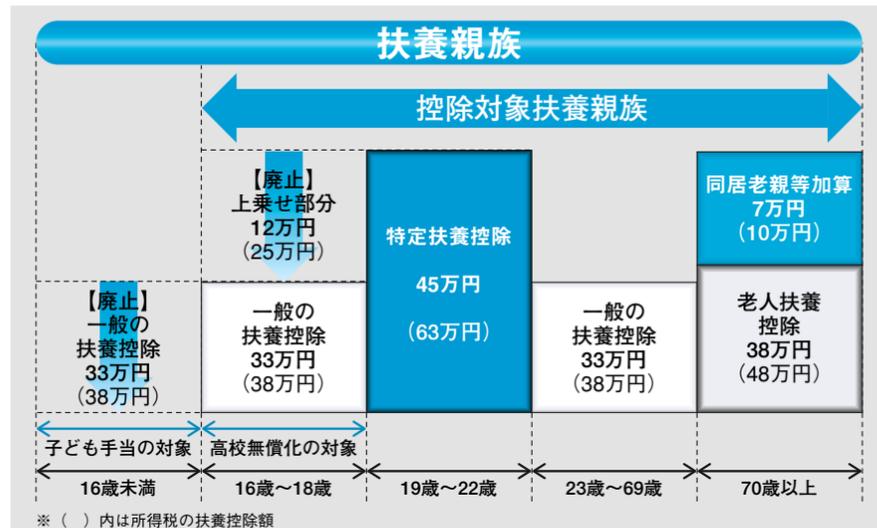
扶養控除の見直しにより、一部の年齢の扶養親族の扶養控除が廃止されます。ただし、住民税の非課税判断の際にはすべての扶養親族の申請が必要となりますので注意してください。

税制改正より、扶養控除の見直しが行われました。これにより、平成24年度から以下の2点が変わります。

- ①「所得控除から手当てへ」の観点から、子ども手当の創設により、年少扶養親族（年齢16歳未満の者）に対する扶養控除が廃止されます。
- ②高校実質無償化により、特定扶養親族（16歳以上23歳未満）のうち、年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額が33万円とされます。

注意点

※所得控除が廃止された扶養親族であっても、所得割・均等割の非課税範囲の決定の際には人数に含めることができますので、申請漏れの無いようにしてください。（確定申告時の住民税の申告方法については、下段を参照してください）



＜新・旧比較表＞

年齢	H23年度まで (改正前)	H24年度から (改正後)	備考
16歳未満	33万円 (一般扶養)	なし	扶養控除対象外
16歳～18歳	45万円 (特定扶養)	33万円 (一般扶養)	上乗せ部分廃止
19歳～22歳	45万円 (特定扶養)	45万円 (特定扶養)	現行通り
23歳～69歳	33万円 (一般扶養)	33万円 (一般扶養)	現行通り
70歳以上	38万円 (同居の場合は45万円)	38万円 (同居の場合は45万円)	現行通り

たとえば…

Aさんの場合 <年 収>
<扶養家族>

給与収入 700万円
妻 (配偶者控除)
長男21歳
長女17歳
二男15歳
<扶養控除以外の所得控除額> 71万529円
<税額控除> なし



＜平成24年度の市民税・県民税＞

- ①Aさんの給与所得 = 700万円 × 90% - 120万円 = 510万円
 - ②Aさんの所得控除額 = 71万529円 + 144万円 = 215万529円
 - ③Aさんの市民税・県民税 = (510万円 - 215万529円) × 10% = 29万4900円 (100円未満切り捨て)
- 29万4900円 + 4000円 = **29万8900円**
(所得割額) (均等割額) (調整控除等を除く)

Aさんの扶養控除額

= 33万円 + 45万円 + 33万円 + 33万円 = **144万円**
(配偶者控除) (長男:特定扶養) (長女:一般扶養) (基礎控除)

※改正により、長女は特定扶養から一般扶養へ 二男は一般扶養から扶養控除対象外になります

＜平成23年度までの市民税・県民税＞

- ①Aさんの給与所得 = 510万円
 - ②Aさんの所得控除額 = 71万529円 + 189万円 = 260万529円
 - ③Aさんの市民税・県民税 = (510万円 - 260万529円) × 10% = 24万9900円 (100円未満切り捨て)
- 24万9900円 + 4000円 = **25万3900円**
(所得割額) (均等割額) (調整控除等を除く)

Aさんの扶養控除額

= 33万円 + 45万円 + 45万円 + 33万円 + 33万円 = **189万円**
(配偶者控除) (長男:特定扶養) (長女:特定扶養) (二男:一般扶養) (基礎控除)

※この計算は扶養控除・所得控除額等のみで簡易に計算しているため、実際の税額計算とは異なる場合があります。

確定申告時には、以下の「住民税に関する事項」に忘れず記載をしてください

16歳未満の扶養親族がいる人で、確定申告をする人は、「第2表」の左下に「住民税に関する事項」という記載欄がありますので、該当欄に必要な事項を忘れず記入してください。

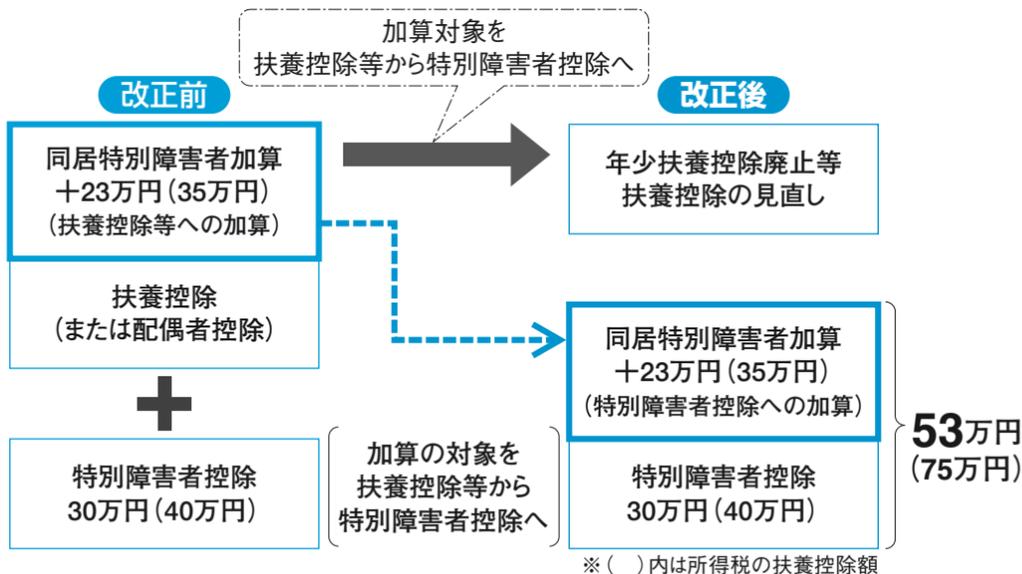
16歳未満の扶養親族について記入してください。
※所得控除の対象にならなくても、住民税の非課税範囲の決定資料となりますので忘れずに記入をお願いします。

控除対象扶養親族の住所が、申告者の住所と異なる時は、こちらに記入してください。

障害者控除の改正

控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合に、今までは配偶者控除又は扶養控除に23万円を加算するとされてきました。しかし、年少扶養親族に対する扶養控除の廃止に伴い、特別障害者の場合の障害者控除の額(30万円)に23万円を加算する措置に改められました。

年少扶養親族(16歳未満の者)は前述のとおり控除対象扶養親族から除外となりましたが、年少扶養親族で障害者に該当する場合、内容に応じて障害者控除(26万円)、別居特別障害者控除(30万円)、同居特別障害者控除(53万円)の適用を受けることができます。



※()内は所得税の扶養控除額

特別障害者控除早見表

	特別障害者(同居以外)の場合		同居特別障害者の場合	
	改正前控除額	改正後控除額	改正前控除額	改正後控除額
一般の控除対象 扶養親族	63万円 [33万円+30万円]	63万円 [33万円+30万円]	86万円 [(33万円+23万円)+30万円]	86万円 [33万円+53万円]
年少扶養親族	63万円 [33万円+30万円]	30万円 [0円+30万円]	86万円 [(33万円+23万円)+30万円]	53万円 [0円+53万円]
[]内の表記内容	扶養控除額+特別障害者控除額	扶養控除額+特別障害者控除額	(扶養控除額+同居分加算額)+特別障害者控除額	扶養控除額+同居特別障害者控除額

寄附金控除

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。寄附金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられ、より少額の寄附でも税額控除の対象となりました。

対象寄附金	1.都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税) 2.共同募金会に対する寄附金(募集にあたり総務大臣の承認を受けたもの) 3.日本赤十字社に対する寄附金(募集にあたり総務大臣の承認を受けたもの) 4.都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金
控除方式	所得割額から税額控除(市民税6%、県民税4%の計10%)
控除対象上限額	総所得金額等の30%
控除適用下限額	2000円(平成23年1月1日以降に支出した寄附金が対象になります)
ふるさと納税	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額(2000円)を超える部分について、一定の限度まで所得税とあわせて控除されます ※共同募金や、日本赤十字社に東日本大震災の義援金として寄附した場合もふるさと納税として特例控除の対象となります

※控除対象寄附金のうち、1は基本控除+特例控除、2・3・4は基本控除のみ対象となります。

モデルケース

給与収入 700万円
4人家族(夫婦、子供2人)
所得税率 10%
住民税所得割額 29万3500円



地方公共団体への寄附金5万円の場合

寄附金 5万円	
控除の対象外 2000円	寄附金控除の対象 4万8000円
所得税から所得控除 4800円	住民税から税額控除 3万4150円

寄附金控除の対象額 寄附金控除の対象外となる適用下限額2000円を引いた4万8000円が控除の対象となります。

所得税の所得控除 (5万円-2000円) × 10% = 4800円

住民税の税額控除

①基本控除額 (5万円-2000円) × 10% = 4800円

②特例控除額 (5万円-2000円) × (90%-10% (※)) = 3万8400円 ≥ 2万9350円(上限:住民税所得割額の1割)より2万9350円が特例控除額になります。

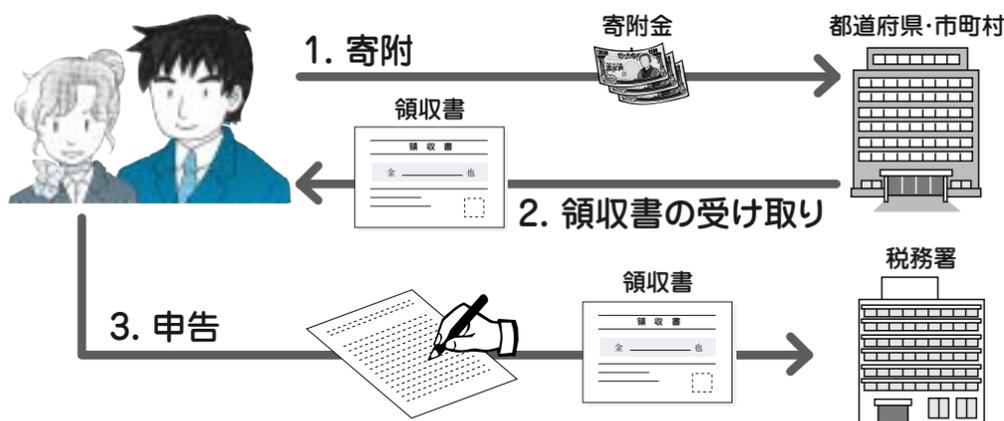
①と②から、4800円+2万9350円=3万4150円が住民税の税額控除になります。

※所得税率10%の部分は、個人の所得、所得控除額に応じて、5%、10%、20%、23%、33%、40%と変わりますので注意してください。

「地方公共団体に対する寄附金」の控除イメージ

	控除対象額 (A)	所得税	市民税・県民税
控除方法		(所得控除)	税額控除(①+②)
算出方法	(寄附金額-2000円)	(A) × 寄附者の所得税の税率※	①基本控除額 (A) × 10% ②特例控除額 (A) × [90% - 寄附者の所得税の税率※] (所得割額の1割を上限)

手続きの流れ



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに管轄の税務署に所得税の確定申告を行う必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付する必要がありますので、注意してください。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行ってもかまいません。この場合、所得税の控除は受けられません。

2 固定資産税・都市計画税について

固定資産税とは

毎年1月1日(賦課期日)現在の**土地・家屋・償却資産**(※)の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

※償却資産とは
会社や個人で商店や工場を経営している人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等をいいます。

都市計画税とは

都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内にある土地・家屋**の所有者が市に納める税金です。

固定資産税・都市計画税の税額の算出方法

$$\text{課税標準額}^{\ast 1} \times \text{税率}^{\ast 2} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価格です。

※2 固定資産税1.4% 都市計画税0.25%

土地・家屋の評価額の見直しについて

固定資産の価格は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき評価しています。経済の変化を価格に反映させるため、**3年ごとに土地・家屋の評価を見直す(評価替え)**ことになっています。平成24年度は評価替えの年です。

固定資産税・都市計画税の「納税通知書」は毎年、5月の連休明けに発送の予定です。

【手紙】「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

問い合わせ先

資産税課

土地係 ☎048-922-1081
家屋係 ☎048-922-1092
償却資産係 ☎048-922-1068



土地に関する Q&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成23年10月に住宅を取り壊し駐車場にしたのですが、平成24年度分の税額が高くなったのはなぜですか?

A 土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率を適用し、減額されます。しかし、家屋を取り壊し、駐車場に用途を変更したことで、平成24年1月1日現在は特例が適用されず、税額が高くなったものです。

家屋に関する Q&A

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成20年に木造の住宅を新築しましたが、平成24年度分の税額が高くなったのはなぜですか?

A 新築の住宅については、一定の要件の中で、決まった期間(3階建て以上の耐火・準耐火住宅については5年、その他の住宅については3年)固定資産税額が2分の1に減額されます。この期間が終了し、本来の税額となり高くなったものです。

土地・家屋に関する Q&A

■年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 昨年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしましたが、5月に納税通知書が送られてきました。なぜですか?

A 固定資産税は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在登記簿に記載されている所有者に課税することとされているため、今年度の課税は、あなた(売った人)に課税することになります。このことから、土地、家屋の売買契約締結の際、当事者間で税負担の割合を決める(日割り、月割り等にすることが広く行われています。

納税 Q&A

Q 納期限内に税金を納付しないとどうなりますか?

A

「延滞金」が加算され「財産の差押処分」や「住居等への搜索」等を受けます。

財産とは…

預貯金

給与・年金

不動産

生命保険

等です。

給与差押の例 (生計同一の妻・子一人世帯の場合)

給与明細

総支給額： 35万円
所得税： 7000円
住民税： 1万5000円
社会保険料： 2万5000円
…

1か月当たりの差押可能額

9万円



※税額・保険料は概算です。

・給料等の差押金額は、総支給額から差押禁止額を差し引いた金額です。差押禁止額は次の合計額です。①給料等から徴収される所得税に相当する金額。②給料等から徴収される住民税に相当する金額。③給料等から控除される社会保険料に相当する金額。④滞納者およびその者と生計を一にする親族の最低生活費に相当する金額。(1か月当たり、滞納者本人のみの場合は10万円、生計を一にする親族のある場合はこれに親族一人につき4万5000円を加算した金額)⑤滞納者等の地位または対面の維持に必要と考えられる金額。(給料等の総支給額から①から④の金額の合計額を控除した額の20%に相当する金額。ただし、この金額が④の金額の二倍を超える場合にはその金額を限度とします。)